

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 2 8 年法第 9 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 3 項の規定により通報します。

令和 年 月 日

愛知県公安委員会 殿

操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時			
小型無人機等の飛行を行う目的			
小型無人機等の飛行を行う区域			
公務操縦者	氏名 生年 月 日 住電 話 番 所 号		
公務操縦者の先勤務	名 称 所 在 地 電 話 番 号		
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称 事務所の所在地 担当者の氏名 電 話 番 号		
船 舶	名 称 船 舶 番 号 船 籍 船 総 ト ン 数 連 絡 手 段		

機 器 の 種 類			
機 器 の 特 徴			
製 造 者		名 称	
製 造 番 号		登 録 記 号	
色		大 き さ	
積 載 物			
そ の 他 の 徴			
外 観	(写真)		
備 考			

- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。なお、法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第 10 条第 2 項の規定により、同項第 1 号に掲げる対象施設の管理者又はその同意を得たものに限り行うことができることに留意すること。
- 2 公務操縦者欄には、法第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。
- 4 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第 2 条第 3 項に定める小型無人機又は同条第 4 項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称を問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には航空法第 131 条の 7 第 1 項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

陸上自衛隊豊川駐屯地周辺地域 (愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



凡例：★ 操縦手の位置
← 飛行経路

見 本

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法第9号。以下「法」という。）第10条第3項の規定により通報します。

令和 年 月 日

愛知県公安委員会 殿

飛行48時間前までに公安委員会へ提出になります。

操縦者 (株) 豊川写真館
氏名 豊川 いなりん

小型無人機等の飛行を行う日時	令和8年9月14日14時00分から16時00分まで		
小型無人機等の飛行を行う目的	豊川市政〇〇年記念撮影のため		
小型無人機等の飛行を行う区域	豊川市役所上空（豊川市諏訪町1-1）		
公務操縦者	氏名 生年 月 日 住電 話 番 号	トヨカワ イナリン 豊川 いなりん 平成21年11月1日 愛知県豊川市穂ノ原1-1 080-1234-5678	
公務操縦者の先勤務	名所電 在 話 番 号	称地号 (株) 豊川写真館 豊川市穂ノ原1-1 0533-86-3151	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名事務所所在地 担当者の氏名 電 話 番 号	称 豊川市役所 愛知県豊川市諏訪町1-1 豊川 いなりそ 0533-89-*****	
船 舶	名船舶番号 船舶籍 船総トン数 連絡手段	称等種 港数 数段	

見本

機 器 の 種 類	法第2条第3項に定める小型無人機		
機 器 の 特 徴	プロペラ回転×4の無人機、カメラ付き		
製 造 者	D J I	名 称	Mavic 4 Pro
製 造 番 号	S/N *****	登 録 記 号	JU987ABC654D
色	グレー	大 き さ	328.7×390.5×135.2
積 載 物	なし		
そ の 他 の 徴	重量 1063 g		
外 観	(写真) 外観、登録番号が分かるようにお願いします。		
備 考			

- 備考1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。なお、法第2条第1項第3号に掲げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第10条第2項の規定により、同項第1号に掲げる対象施設の管理者又はその同意を得たものに限り行うことができることに留意すること。
- 2 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 3 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。
- 4 船舶欄には、操縦者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称を問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には航空法第131条の7第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

陸上自衛隊豊川駐屯地周辺地域
(愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地)

見本



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



凡例：★ 操縦手の位置
← 飛行経路